

景 観 法
景 観 計 画
景 観 条 例

高崎市

景観届出制度と

景観形成基準



■ 高崎市の景観誘導の基本的考え方

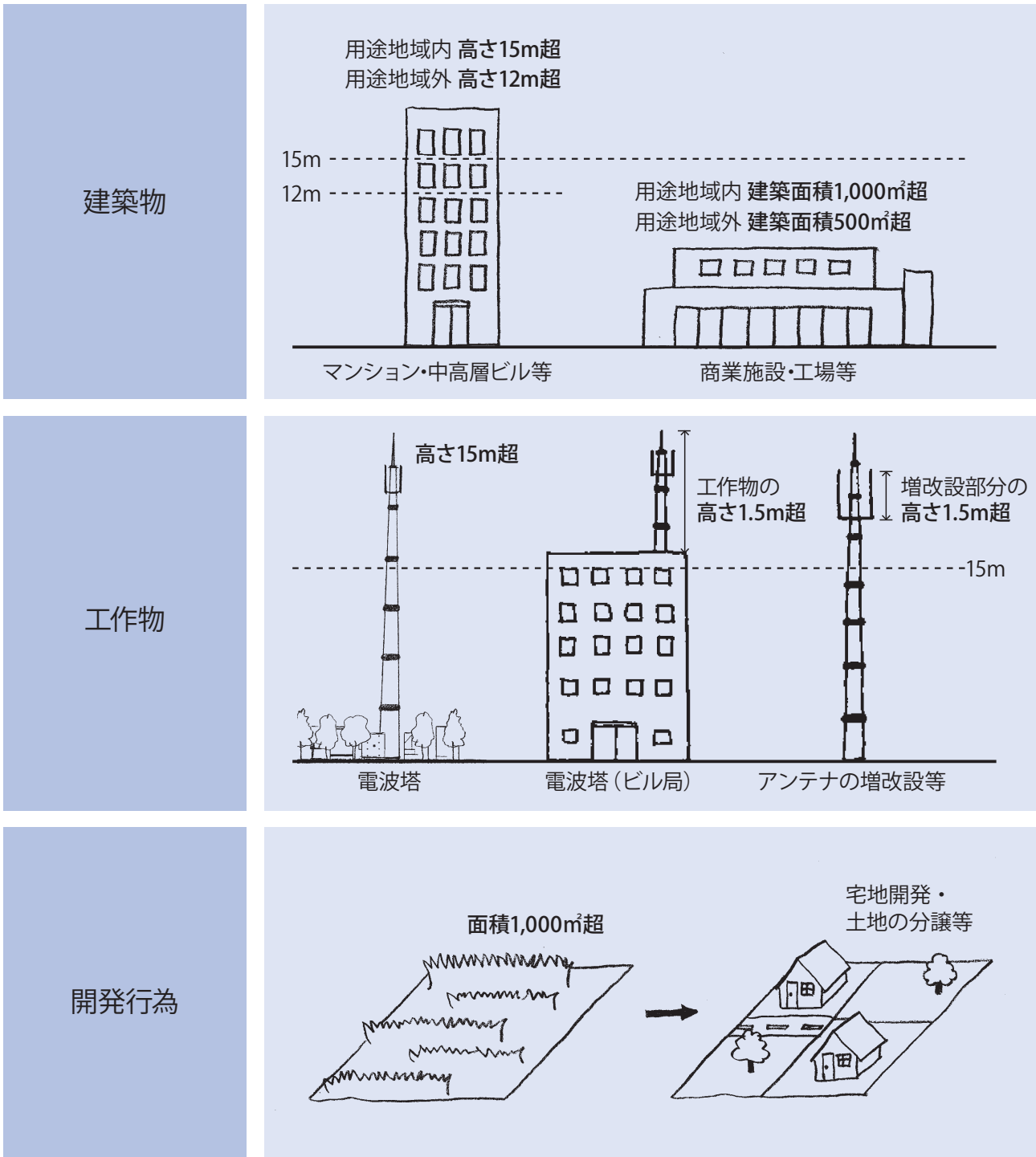
- 1 用途地域別に設定した景観形成の方向性と景観形成基準を遵守していただきます。
- 2 地域別に示した本市の景観形成の方針を遵守していただきます。
- 3 本市の景観特性「高崎らしさの現れた景観」に配慮していただきます。

■ 届出の対象となるもの

行為の種類		届出対象規模	
建築物 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築、大規模な修繕、移転 ・外観の模様替え又は色彩の変更 <p>(原則として、同一敷地内の建築面積の合計で考えます。)</p>	<p>【用途地域内】 高さ 15 m 又は 建築面積 1,000 m² を超えるもの (増改築については行為後の規模とする)</p> <p>【用途地域外】 高さ 12 m 又は 建築面積 500 m² を超えるもの (増改築については行為後の規模とする)</p> <p>————— ただし、以下に該当するものを除く —————</p> <p>(1) 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が 100 m² 以下のもの (2) 工事に必要な仮設の建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更 (3) 外観の模様替え又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積の合計が外観の2分の1以下のもの (4) 改築で、外観の変更を伴わないもの</p>	
		<p>① さく、塀、擁壁の類</p>	高さ 2 m かつ 長さ 50 m を超えるもの
工作物 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築、大規模な修繕、移転 ・外観の模様替え又は色彩の変更 	<p>② 電波塔、物見塔、装飾塔の類 ③ 煙突、排気塔の類 ④ 高架水槽、冷却塔の類 ⑤ 鉄筋コンクリート造・金属製の柱の類 ⑥ 彫像、記念碑の類 ⑦ 電線路又は空中線系 (その支持物を含む)</p>	高さ 15 m を超えるもの (建築物等と一体となって設置される場合は建築物等の高さとの合計の高さとする。ただし、当該工作物の高さが 1.5 m 以下のものを除く。)
		<p>⑧ 観覧車などの遊戯施設の類 ⑨ アスファルトプラントなどの製造施設 ⑩ 自動車車庫用の立体的施設 ⑪ 石油などの貯蔵・処理施設 ⑫ 汚水処理施設などの類</p>	高さ 15 m 又は 築造面積 1,000 m ² を超えるもの
開発行為		面積 1,000 m ² を超えるもの又は規模が高さ 5 m かつ 長さ 10 m を超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		面積 1,000 m ² を超えるもの又は規模が高さ 5 m かつ 長さ 10 m を超える法面若しくは擁壁を生ずるもの	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件のたい積		高さ 5 m 又は 面積 1,000 m ² を超えるもの (ただし、以下に該当するものを除く) (1) 見通すことができない場所で行われるもの (2) たい積の期間が 90 日を超えないもの	

※特定届出対象行為

■ 届出の多いもの



■ 届出に必要な書類

- ①様式第1号 景観計画区域内行為の(変更)届出書
- ②様式第2号 景観計画適合確認表(田園・住宅・商業・工業の地域のうち、当てはまるものを使用)
- ③添付図書(4ページ参照)

■ 提出部数

建築物・工作物：事前相談(※)1部、届出1部
開発行為等：届出2部

※事前相談

建築物・工作物については、行為に着手する日の60日前までに、上記書類を各1部提出して下さい。

■ 届出に添付する図書

行為の種類	図書		
	種類	図書に明示する事項	備考
建築物・工作物の新築(新設)、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置図 (縮尺 2500 分の 1 以上)	方位、施行箇所、道路、鉄道、目標となる土地建物、河川、用途地域名	施行箇所を明示した案内図を添付すること。
	現況写真	行為地及び周辺の状況が分かるカラー写真	撮影方向を配置図に示すこと。
	配置図及び植栽計画図 (縮尺 100 分の 1 以上)	方位、敷地境界線、敷地内の建築物、工作物の位置及び規模、敷地に接する道路の位置及び幅員、植栽の概要	植栽計画を示すこと。
	立面図 (縮尺 50 分の 1 以上)	2 面以上(正面・側面等)、壁面及び屋根の仕上材及び色彩、開口部・附属設備・軒等の位置及び形状(高さを明記してください)	高さが 15m を超える建築物・工作物については、4 面以上とする。 図面を着色し、マンセル値を示すこと。
	平面図 (縮尺 200 分の 1 以上)	(建築物については敷地面積や建築面積、延べ面積が記載された図面等を添付してください)	建築物等の外観の模様替え若しくは色彩の変更に係る届出にあつては、添付を要しない。
	着色した透視図等	届出に係る建築物・工作物及び周囲の景観を含む完成予想図等	高さが 15 m 未満の建築物・工作物については省略することができる。
開発行為	位置図 (縮尺 2500 分の 1 以上)	建築物・工作物の場合と同じ。	建築物・工作物の場合と同じ。
	付近現況図 (縮尺 2500 分の 1 以上)	方位、行為地の境界線、等高線	
	現況写真	行為地及び周辺の状況が分かるカラー写真	撮影方向を付近現況図に示すこと。
	計画図 (縮尺 100 分の 1 以上)	方位、行為地の境界線、植栽計画、断面の位置、宅地造成の場合は区画割	行為に係る土地の利用計画を平面図で示すこと。
	縦・横断面図 (縮尺 600 分の 1 以上)		行為の前後における土地の縦断面図及び横断面図とする。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	位置図 (縮尺 2500 分の 1 以上)	建築物・工作物の場合と同じ。	建築物・工作物の場合と同じ。
	付近現況図 (縮尺 2500 分の 1 以上)	方位、行為地の境界線、等高線	
	現況写真	行為地及び周辺の状況が分かるカラー写真	撮影方向を付近現況図に示すこと。
	計画図 (縮尺 100 分の 1 以上)	方位、行為地の境界線、植栽計画、断面の位置	土石の採取、鉱物の掘採の場合は、行為後の利用計画を示すこと。
	縦・横断面図 (縮尺 600 分の 1 以上)		行為の前後における土地の縦断面図及び横断面図とする。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件のたい積	位置図 (縮尺 2500 分の 1 以上)	建築物・工作物の場合と同じ。	建築物・工作物の場合と同じ。
	付近現況図 (縮尺 2500 分の 1 以上)	方位、行為地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員、たい積する位置・面積及び高さ、遮へい物の位置・種類・構造及び規模	
	現況写真	行為地及び周辺の状況が分かるカラー写真	撮影方向を付近現況図に示すこと。

【縮尺について】

内容が適切に確認できるものであれば、縮尺は上記に拠らないことができます。
また、適切な内容確認のため、上記縮尺と異なるものの提出をお願いすることがありますのでご協力ください。

田園地域の景観形成基準



市街化調整区域、非線引き白地地域、都市計画区域外

区分	基準の内容
位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ■眺望：主要な眺望点からの山並みなど自然景観への眺望を妨げないこと。 ■調和：周囲の家並み、山並み、田園、水辺などと調和するように配置すること。 ■壁面位置：原則として壁面位置を道路際から出来るだけ後退させること。ただし、周辺の建物が連たんしたまちなみを形成している場所では、壁面位置を周囲の建築物に極力揃えること。
形態・デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ■統一感：形態意匠に全体的なまとまりを持たせて、違和感なく周辺景観となじませること。 ■地域性：周辺の自然景観や良好な集落景観に調和した形態意匠を工夫すること。 ■眺望：主要な眺望点からの眺望の質を極力損なわないよう、形態意匠を工夫すること。
屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ■設置場所：建築設備や配管類、アンテナなどの工作物は、出来るだけ道路から見えない場所へ設置すること。 ■見え方の工夫：やむを得ず見える場所に設置するときは、ルーバーなどで覆うか、目立たないよう工夫すること。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ■色の選択：周辺環境に配慮して、適切な明度・彩度の色彩を選択すること。近隣の景観資源や自然の緑を引き立てる色彩とすること。 ■基調色：落ち着いたものを選び、彩度の高い突出した色彩は使わないこと。 ■アクセント：アクセントとなる色彩を使う場合には、明度や彩度を工夫して使用面積を抑えること。 <p>◎景観色彩ガイドラインに基づき、その内容を遵守すること。</p> <p>(備考)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 木材、土壁、漆喰などの自然素材や、無着色の瓦、レンガ、ガラスなどの材料は、上記の基準に適合しないことができる。 2. 景観重要建造物や文化財、社寺などの建築物などは、上記の基準に適合しないことができる。 3. 景観重点地区など、独自に色彩基準を定めている地域では、そちらの基準を優先する。
材料	<ul style="list-style-type: none"> ■外壁材：汚れが目立ちにくく、色あせの少ないものを使用すること。 ■反射：光沢のある材料や、反射光の生じる素材の多用を避けること。 ■地域特性：街道周辺などの歴史的まちなみや、伝統的な集落景観が見られる地域では、自然素材や伝統的素材を用いて、元々の優れた景観に配慮すること。
建築物の外構デザイン・敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ■敷地際：大規模開発や集合住宅を建築するときは、敷地際の修景緑化に努めること。 ■土地：土地の形質を変更するときは、範囲を最小限にとどめること。 ■自然環境：元々の自然環境を出来るだけ残して、緑地や樹林などの保存に努めること。 ■樹種：樹木などを植えるとき、品種は周辺の植生との調和を考慮して選ぶこと。 ■生け垣：生け垣や石垣、塀の設置は、沿道のまちなみとの一体感や連続性に配慮すること。
車庫・駐車場等	<ul style="list-style-type: none"> ■配置：車の出入り口は、歩行を妨げないよう配置して、デザインは沿道の景観に配慮すること。 ■緑化：特に大型の駐車場は、敷地際などに十分な植栽をして、街のうらおいを保全すること。車庫や駐車場は、植栽などの工夫により、内部が道路側から目立たないようにすること。 ■修景：駐輪場、サービスヤード、ゴミ置場などは、内部が道路側から目立たないようにすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■自動販売機：周辺景観になじむように、位置や色彩、デザインを工夫すること。 ■夜間照明：周辺の自然環境や集落景観に配慮した照明計画とすること。

住宅地域の景観形成基準



第一種低層住居専用地域
 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域

区分	基準の内容
位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ■眺望：自然景観などの良好な遠景への眺望を妨げないこと。 ■調和：周囲の家並みと調和するように配置すること。 ■壁面位置：通行者が圧迫感を受けないように、壁面位置を道路際から出来るだけ後退させること。
形態・デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ■統一感：形態意匠に全体的なまとまりを持たせて、違和感なく周辺景観となじませること。 ■地域性：周辺の景観資源や良好なまちなみと調和した形態意匠を工夫すること。 ■眺望：既存のランドマークや眺望への視線を遮るような形態意匠を避けること。 ■調和：屋外階段やベランダなどは、建築物本体と調和するように工夫すること。 ■高さ：中高層建築物は、周辺のまちなみから著しく突出する高さとならないよう配慮すること。また、上層部をセットバックするなど圧迫感の軽減を図ること。
屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ■設置場所：建築設備や配管類、アンテナなどの工作物は、出来るだけ道路から見えない場所へ設置すること。 ■見え方の工夫：やむを得ず見える場所に設置するときは、ルーバーなどで覆うか、目立たないよう工夫すること。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ■色の選択：周辺環境に配慮して、適切な明度・彩度の色彩を選択すること。近隣の景観資源や自然の緑を引き立てる色彩とすること。 ■基調色：落ち着いたものを選び、彩度の高い突出した色彩は使わないこと。 ■アクセント：アクセントとなる色彩を使う場合には、明度や彩度を工夫して使用面積を抑えること。 <p>◎景観色彩ガイドラインに基づき、その内容を遵守すること。</p> <p>(備考)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 木材、土壁、漆喰などの自然素材や、無着色の瓦、レンガ、ガラスなどの材料は、上記の基準に適合しないことができる。 2. 景観重要建造物や文化財、社寺などの建築物などは、上記の基準に適合しないことができる。 3. 景観重点地区など、独自に色彩基準を定めている地域では、そちらの基準を優先する。
材料	<ul style="list-style-type: none"> ■外壁材：汚れが目立ちにくく、色あせの少ないものを使用すること。中高層建築物の低層部は、自然素材やレンガなどの材料を用いて、素材感を出すよう努めること。 ■反射：光沢のある材料や、反射光の生じる素材の多用を避けること。 ■地域特性：街道周辺など歴史的まちなみや、伝統的な集落景観が見られる地域では、自然素材や伝統的素材を用いて、元々の優れた景観に配慮すること。
建築物の外構デザイン・敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ■敷地際：大規模開発や集合住宅を建築するときは、敷地際の修景緑化や前面若しくは隣接する公共用地と一体となったオープンスペースの確保に努めること。 ■擁壁：観音山丘陵などの丘陵部において擁壁を設けるときは、出来るだけ自然素材を用いるものとし、やむをえない場合は緑化に努めること。 ■樹種：樹木などを植えるとき、品種は周辺の植生との調和を考えて選ぶこと。 ■生け垣：生け垣や石垣、塀の設置は、沿道のまちなみとの一体感や連続性に配慮すること。 ■緑化：街のうるおいを高めるよう、出来るだけ花壇や植え込みなどの設置に努めること。
車庫・駐車場等	<ul style="list-style-type: none"> ■緑化：特に大型の駐車場は、敷地際などに十分な植栽をして、街のうるおいを保全すること。車庫や駐車場は、植栽などの工夫により、内部が道路側から目立たないようにすること。 ■修景：駐輪場、サービスヤード、ゴミ置場などは、内部が道路側から目立たないようにすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■自動販売機：周辺景観になじむように、位置や色彩、デザインを工夫すること。 ■夜間照明：周辺の住環境に配慮した照明計画とすること。

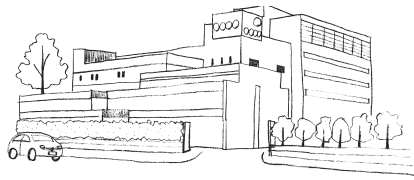
商業地域の景観形成基準



近隣商業地域、商業地域

区分	基準の内容
位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ■調和：周囲のまちなみと調和するよう配置すること。 ■壁面位置：歩行者空間などのオープンスペースとしての敷地活用を工夫すること。
形態・デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ■形態：建築物の低層部では、にぎわいの連続性のあるまちなみ景観を形成すること。建築物の中高層部では、壁面の位置や高さ、形態意匠の統一など周辺商店街との景観的調和に配慮すること。 ■街角性：人通りの多い交差点付近では建築物などがまちなみにおいて景観ポイントとなることを意識して景観形成に努めること。 ■高さ：中高層建築物の高さは、周辺のまちなみから著しく突出させることなく、上層部をセットバックするなど圧迫感の軽減を図ること。
屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ■設置場所：建築設備や配管類、アンテナなどの工作物は、出来るだけ道路から見えない場所へ設置すること。 ■見え方の工夫：やむを得ず見える場所に設置するときは、ルーバーなどで覆うか、目立たないよう工夫すること。 ■日除けテント：取り付け位置やデザインに配慮して、建築物やまちなみと調和させること。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ■色の選択：周辺環境に配慮して、適切な明度・彩度の色彩を選択すること。近隣の景観資源や自然の緑を引き立てる色彩とすること。 ■基調色：落ち着いたものを選び、彩度の高い突出した色彩は使わないこと。 ■アクセント：建築物の低層部におけるアクセントとなる色彩は、街のにぎわいを高めるように明度や彩度を工夫すること。 <p>◎景観色彩ガイドラインに基づき、その内容を遵守すること。</p> <p>(備考)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 木材、土壁、漆喰などの自然素材や、無着色の瓦、レンガ、ガラスなどの材料は、上記の基準に適合しないことができる。 2. 景観重要建造物や文化財、社寺などの建築物などは、上記の基準に適合しないことができる。 3. 景観重点地区など、独自に色彩基準を定めている地域では、そちらの基準を優先する。
材料	<ul style="list-style-type: none"> ■外壁材：汚れが目立ちにくく、色あせの少ないものを使用すること。 ■反射：光沢のある材料や、反射光の生じる素材の多用を避けること。 ■素材感：歩行者の目線に近い低層部は、外壁の仕上げに、自然素材やレンガなどの材料を用いて、素材感を出すよう努めること。
建築物の外構デザイン・敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ■敷地際：大規模施設や集合住宅を建築するときは、敷地際の修景緑化や前面若しくは隣接する公共用地と一体となったオープンスペースの確保に努めること。 ■緑化：街のうるおいを高めるよう、出来るだけ花壇や植え込みなどの設置に努めること。
車庫・駐車場等	<ul style="list-style-type: none"> ■配置：車の出入り口は、町のにぎわいを分断しないよう建物裏側に配置すること。 ■緑化：車庫や駐車場は、植栽などの工夫をして内部が道路側から目立たないようにすること。 ■修景：駐輪場、サービスヤード、ゴミ置場などは、内部が道路側から目立たないようにすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■自動販売機：周辺景観になじむように、位置や色彩、デザインを工夫すること。 ■夜間照明：周辺の地域特性に配慮した照明計画とすること。

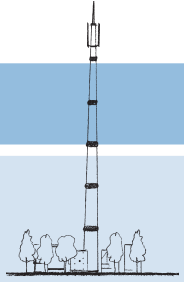
工業地域の景観形成基準



準工業地域、工業地域、工業専用地域

区分	基準の内容
位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ■眺望：山並みや河川など自然景観への眺望を妨げないこと。 ■壁面位置：壁面は、道路境界から出来るだけ後退させて、周辺に圧迫感を与えないよう配慮すること。
形態・デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ■統一感：形態意匠に全体的なまとまりを持たせて、違和感なく周辺景観となじませること。 ■地域性：本市の顔となる幹線道沿いの交差点などでは、地域特性と調和した形態意匠を工夫したまちなみの形成を図ること。 ■眺望：既存のランドマークや眺望への視線を遮るような形態意匠を避けること。 ■調和：大規模建築物などは、圧迫感を軽減させ落ち着いた形態意匠を工夫すること。
屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ■設置場所：建築設備や配管類、送電線、アンテナなどの工作物は、出来るだけ道路などの公共空間から見えない場所へ設置すること。 ■見え方の工夫：やむを得ず見える場所に設置するときは、ルーバーなどで覆うか、目立たないように工夫すること。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ■色の選択：周辺環境に配慮して、適切な明度・彩度の色彩を選択すること。近隣の景観資源や自然の緑を引き立てる色彩とすること。 ■基調色：清潔感があり落ち着いたものを選ぶこと。特に壁面が長大な建築物などは、周辺景観に配慮し、圧迫感のない色彩とすること。 ■アクセント：アクセントとなる色彩を使う場合には、明度や彩度を工夫して使用面積を抑えること。 <p>◎景観色彩ガイドラインに基づき、その内容を遵守すること。</p> <p>(備考)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 木材、土壁、漆喰などの自然素材や、無着色の瓦、レンガ、ガラスなどの材料は、上記の基準に適合しないことができる。 2. 景観重要建造物や文化財、社寺などの建築物などは、上記の基準に適合しないことができる。 3. 景観重点地区など、独自に色彩基準を定めている地域では、そちらの基準を優先する。
材料	<ul style="list-style-type: none"> ■外壁材：汚れが目立ちにくく、色あせの少ないものを使用すること。 ■反射：光沢のある材料や、反射光の生じる素材の多用を避けること。
建築物の外構デザイン・敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ■敷地際：特に景観上影響の大きい大規模建築物などは、先導的役割を認識し、敷地際及び敷地内の積極的な緑化に努めて、周辺環境との調和に配慮すること。 ■土地：土地の形質を変更するときは、範囲を最小限に留めること。 ■緑化：可能な限り敷地際の修景緑化に努めること。 ■樹種：樹木などを植えるとき、品種は周辺の植生との調和を考えて選ぶこと。
車庫・駐車場等	<ul style="list-style-type: none"> ■緑化：特に大型の駐車場は、敷地際などに十分な植栽をして、街のうるおいを保全すること。車庫や駐車場は、植栽などの工夫により、内部が道路側から目立たないようにすること。 ■修景：駐輪場、サービスヤード、ゴミ置場などは、内部が道路側から目立たないようにすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■自動販売機：周辺景観になじむように、位置や色彩、デザインを工夫すること。 ■夜間照明：周辺に配慮した照明計画とすること。

景観形成基準における特別配慮事項

区分	基準の内容
<p>工作物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域区分ごとの景観形成基準に準じるものとする。 ・景観色彩ガイドラインに基づき、その内容を遵守する。 <p>■電波塔に関する特別配慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地の選定及び高さの設定にあたっては、眺望景観の妨げにならないよう配慮する。 ・文化財など特に重要な景観資源の周辺への立地は、極力避ける。 ・鉄塔の形状は、鋼管柱タイプを基本とし、出来る限りすっきりとした形態意匠とする。 ・色彩は、空に溶け込む色（グレー系）を基本とする。ただし、山林に設置する場合は、ブラウン系の色彩とする。 
<p>開発行為</p>	<p>■立地する場所の景観特性への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内及び周辺の良い樹林や河川、水辺などを生かすよう配慮する。 <p>■土地の形質の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存地形の改変を少なくするよう努め、大規模な法面や擁壁が生じないように配慮する。 ・長大な擁壁や法面が生じる場合は、擁壁や法面の緑化、前面への植栽、色彩・構造の工夫などにより、景観への影響の低減に努める。特に、観音山などの丘陵部では、周辺部からの見え方に配慮する。
<p>土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更</p>	<p>■大規模開発における良好なまちなみ・景観の誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模開発では、道路や河川、公園、保存すべき樹木など、周辺の景観との調和を考えた土地利用や施設の配置をするよう努める。
<p>屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件のたい積</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り低く、整然と積み上げ、周辺に圧迫感や危険性を与えないよう努める。 ・植栽又は塀などにより、公共空間からの遮蔽に努める。

高崎市景観色彩ガイドライン

高崎市景観計画における景観形成基準のうち、「色彩」は特に重要であるため、平成22年6月に別途「高崎市景観色彩ガイドライン」を定めました。

本市は古くから北関東の商業の中心地として栄えてきましたが、平成の合併により豊かな自然と文化、経済が融合する美しいまちに発展しました。高崎らしい風景づくりに色彩を活かすため、本ガイドラインではきめ細やかな色彩基準を設けています。

また、単なる色彩の数値基準だけでなく、景観色彩の基礎知識や、色彩設計プロセスの提示など、市民・事業者・行政の使いやすさに配慮しています。



田園・集落景観

高崎ならではの美しい田園風景の創出



景観形成の方向性

- 1 背景となる山並みや自然風景との調和した建築物、工作物、屋外広告物 など
- 2 地域の歴史を語る伝統的建造物や生垣、石垣などの保全
- 3 農地や水路の適切な維持による田園景観の保全

暮らしを支え、生活に潤いを与えてくれる農地

農地は、暮らしを支える農業生産の場であるとともに、地形に応じた四季折々の変化のある景観が人々の生活に潤いをもたらす貴重な存在です。

周辺の田園風景や自然環境と建築物との調和

高崎地域外縁部の幹線道路沿いにも、榛名山などの山並みを背景とした良好な田園景観が残っています。主要幹線道路沿いは、来訪者の本市に対する印象を左右しますので、建物や広告などは周辺環境に配慮して建築することが必要です。

農林業の担い手確保・生活環境の向上

近年、農家の後継者不足等により、一部の田畑や植林地の荒廃、農家住宅の空家化や人口減少等が進んでいますが、景観を守る観点からも、担い手確保や農林業振興、集落の生活環境の向上を図ることが求められています。

生活と密着した伝統的な農村景観を守り、育む

高崎ならではの美しい田園・集落景観を守り、育むことは、将来の子孫に向けての市民共通の遺産となります。

今ある美しい農村風景の保全に取り組むとともに、野立て看板や電波塔の設置方法に配慮することも必要です。

住宅地景観

住みよさを実感できる 緑と潤いある暮らしの場



景観形成の方向性

- ・緑豊かで潤いのある落ち着いた住宅地景観の形成
(特に、宅地開発における敷地内の緑化)
- ・地域特性や眺望への配慮、周辺の田園・自然環境と調和した住宅地景観の形成
- ・地域に残る歴史的建造物に配慮したまちなみの形成
- ・都市の中の自然を体感できる場として貴重な群馬の森などの公園環境の保全

自然環境と調和した住宅地開発

現在、箕郷・群馬地域の丘陵部の斜面や市街地外縁部におけるスプロール状の宅地開発とそれに伴う土地区画分譲及び集合住宅建設が問題となっています。

将来にわたって「住みやすさを実感できる高崎市」でありつづけるためには、田園・自然環境と調和した開発のルールを設けるとともに、建築物の形態意匠や色彩、敷地内の緑化など、周辺の景観に配慮する工夫が必要です。

快適で落ち着きのある住宅地を目指して

個々の住宅や集合住宅は、たとえ規模は小さくともまちなみを形成する重要な要素です。パブリックスペースとの境界部は、町の景観の一部になっていることを、すべての市民の共通認識としたいものです。

商業・業務地景観

にぎわいや活気、都市環境とのバランスがとれた街



景観形成の方向性

- ・中心市街地活性化と連携した、にぎわいと品格のある商業地景観づくり
- ・各地域の商業振興と連携した、身近で親しみやすい商店街づくり
- ・周辺環境と調和した、幹線道路沿道の商業・業務地景観の形成

風格とにぎわいの商業・業務地づくり

商業・業務活動の活性化やにぎわいの創出のため、本市は、通りやまちなみ全体としての調和や雰囲気作りに配慮し、訪れる人により心地よい空間を提供することで商都の繁栄を図ります。

各地域の核となる、身近で親しみやすい商店街づくり

各地域の暮らしを支えてきた支所周辺の商店街は、地域の中心として、また高齢住民の利便性維持のために存続と活性化が非常に大切です。店舗の老朽化や空き店舗の増加等ありますが、地元ならではの景観まちづくりの取り組みが求められます。

幹線道路沿いの景観形成は最重要課題

自動車での移動の多い本市において、国道 17 号、環状線など幹線道路沿いの郊外型店舗の形態意匠・色彩は、本市景観の最重要課題の一つです。

とくに大規模の店舗は、「目立たないと困る」とか、「全国統一のコーポレートカラーだから変更できない」という考え方はなく、公道上から多くの人が目にするまちなみ景観を自分が形作っているのだという責任感に基づいて、先導的役割を担うことが求められています。

工業地景観

市の産業と活力を支えるとともに 景観を構成する工場群



景観形成の方向性

- ・自然環境や住環境に配慮した緑豊かで安全・快適な工業地景観の形成
- ・幹線道路からの見え方に配慮した形態意匠や接道部の緑化
- ・暮らしを支えてきた産業遺産としての工場などの保全活用の推進

いち早く工業団地の造成を開始した高崎市

本市では、いち早く産業の振興と環境の調和を考慮して周辺部に多くの工業団地を造成してきました。現在、大八木工業団地、八幡工業団地、倉賀野工業団地をはじめとした 24 の工業団地があり、そのほか高崎 IC 周辺や菅谷町周辺、新町産業道路沿いなどにも工場が集積しています。

緩衝緑地や公共空地の確保

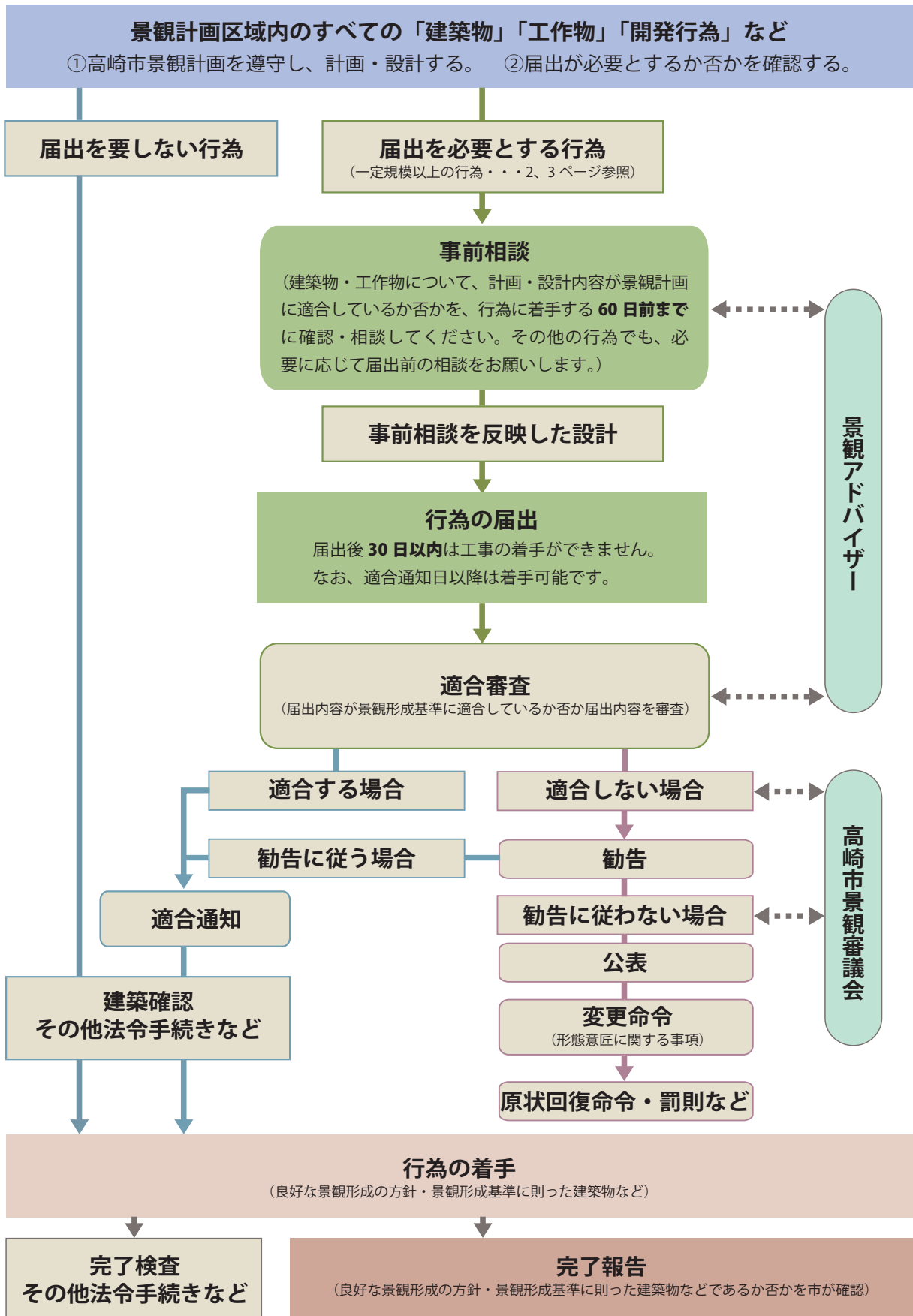
工業団地では、計画的に道路や緑地が配置され、概ね整然とした景観が形成されていますが、一部に住宅地などと混在している工業地もあります。

工場は、他のものに比べて大規模な建造物が多いので、圧迫感を感じさせるなど、町の印象や景観に大きな影響を及ぼします。そこで、緩衝緑地や公共空地の確保による周辺環境への配慮が必要です。

壁面の色彩や素材感に配慮

壁面が長大に続く巨大建造物になる場合は、雰囲気や和らげるために、壁面の色彩配分に配慮したり、低層部に素材感のある材料を使うこともひとつの方策です。

行為の届出・審査、指導・勧告・変更命令などの進め方



お問い合わせ

高崎市 都市整備部 都市計画課 景観室
 〒370-8501 群馬県高崎市高松町 35-1 TEL 027-321-1350
 keikan@city.takasaki.gunma.jp